記載例

〔お知らせ〕

◎　投票日の当日、仕事等のため投票できない人は期日前投票をすることができます。この入場券を持参のうえ下記の場所へお出かけください。

投票ができる期間	中之条町長選挙	令和８年11月18日から11月21日まで
期日前投票所の場所及び期日前投票のできる時間	中之条町役場（第１投票区から第８投票区） 中之条町六合支所（第９投票区） 毎日午前８時３０分から午後８時まで	

期日前投票宣誓書

私は、令和８年11月22日執行の中之条町長選挙の当日、下記のいずれかの事由に該当する見込みです。

○仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事
○用事又は事故のため、投票所のある区域の外に外出・旅行・滞在
○疾病、負傷、出産、老衰、身体障害等のため歩行困難
○住所移転のため、本町以外に居住
○天災又は悪天候により投票所到達が困難

【期日前投票をされる人は、下記を記入してお持ちください。】

上記は真実であることを誓います。
令和　８　年　11　月　〇〇　日（投票する日）

氏名	**中之条　太郎**
選挙人名簿に記載されている場所	※現住所と異なる場合のみ記入してください

※以下は事務従事者が記入

受付時間（17時以降の場合〇印）			代理投票
			代理事由
17時台	18時台	19時台	傷病・非識字

点字	仮投票

中之条町選挙管理委員会
委員長　　山　本　郁　夫